

## 第7回東京都特別区・武三交通圏及び第6回東京都多摩地区交通圏タクシー特定地域協議会合同会議とりまとめ

東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会  
東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会  
東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会  
東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会

平成23年11月4日、グランドアーク半蔵門において、東京都特別区・武三交通圏では第7回目、多摩地区3交通圏については第6回目となる協議会の合同会議を開催し、特定事業計画の進捗状況等について報告を受け、これを総括した上で、次のとおり協議会としてとりまとめた。

### 1. 現時点における適正化の取組み（減休車）による影響

タクシー需要は、東日本大震災や原発事故等の影響により一時的にかなり落ち込んだものの、足許では回復してきており、リーマンショック以降の需要減に関しても既に下げ止まっていると認識する。また、減休車が着実に進んでいることから、供給量の削減の効果が日車営収、運転者の賃金水準を下支えしているとみられ、労働条件の改善の兆しが見受けられる。しかしながら、その効果は十分ではなく、今後の推移について十分に注視していく必要がある。

利用者の利便性については、タクシーの不足や乗車しにくいという苦情等もなく、阻害されている状況は認められない。ただし、接客態度等に対する苦情の解消に向けて今後も積極的に取り組む必要がある。

### 2. タクシー特定地域協議会の目的

タクシー特定地域協議会の主たる目的は以下の3点であり、これら達成のため今後も減休車および活性化等の取組みの進捗について、引き続き確認していくことが肝要である。

- ① 供給過剰の解消を行うことにより労働条件が改善され、運転者の質が向上する、運転者の質が向上することで安全な公共交通サービスが提供され、これにより利用者利便が向上する。
- ② 車両数の減少や運行の効率化によりタクシー事業者の経営が安定し、経営が安定することで公共交通機関として社会貢献、環境への取り組み、安全の確保、福祉、雇用責任等の社会的責任（CSR；Corporate Social Responsibility）活動の推進環境が整うなど、タクシー事業とこれを取り巻く状況を好ましい状態にする。
- ③ ①と②を実現することに加えて、タクシー事業者等の創意工夫、地方自治体を含む行政等との連携等を図ることで、新たなサービスの創生などによる需要喚起を誘発し、タクシー市場を活性化する。

### 3. 適正化の推進状況

本協議会では、各交通圏において、地域計画における適正水準の実現に向けて関係者一同が引き続き努力していくべきことを再確認した。総体として公平性について十分に配慮しながら減休車の取組みを進めていくことが重要である。

東京都特別区・武三交通圏においては、4月13日付け自動車交通局通達に基づく経営状況に関する調査の実施により事業再構築の取組みが進み、一定の効果があつたと考えられる。行政庁としては今回の調査結果を踏まえ、事業再構築に協力しない事業者に対して更なる働きかけを行い、適正化の推進に取り組む必要がある。

多摩3交通圏についても、同通達に基づく経営状況に関する調査・監査を実施し、更なる事業再構築の推進に向けて取り組む必要がある。

また、事業者団体においても、引き続き減休車の効果についてPRし、更なる推進に向けた働きかけを行うべきである。

なお、安全・安心を確保する視点から、改めて意見のあった一定の年齢以上の運転者に対する対応については、引き続き関係者間で検討を進めるべきである。

#### **4. 活性化の取組み状況**

活性化については、需要創出の効果を見極めつつ取組みを進め、更なる活性化に取り組む必要がある。

特別区・武三交通圏においては、環境問題への貢献、交通問題の改善及び観光振興等に積極的に取り組むべきである。

多摩3交通圏においては、無線配車実績が伸び悩む中、無線需要が夜間から昼間へと転換しているといった特色があることから、今後、特性に応じた地域の公共交通としての役割を發揮できる取組みを検討すべきである。

特に南多摩交通圏については、地域としては地域計画に示された適正と考えられる車両数の範囲内に到達したことになるが、公平性に配慮しつつ今後も適正化を推進する一方で、需要創出に効果がある取組みを進め、取り組んだ事業者にメリットのある施策を行政においても検討すべきである。

以上